

役員報酬等に関する規定

令和元年 11 月 21 日制定・施行

(目的)

第 1 条 この規定は、公益社団法人日本パッケージデザイン協会定款第 26 条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関して、必要な事項を定めたものである。

(定義等)

第 2 条 この規定において、報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員は、無報酬とする。

(補足)

第 4 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第 5 条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行うことができる。

附則

この規定は、令和元年 11 月 21 日から施行する。

役員報酬等及び費用に関する規定（平成 25 年 4 月 1 日制定・施行）は、廃止する。